

## 正誤表

## 2024年版 司法試験・予備試験 体系別短答式過去問集

## 7 刑事訴訟法

本書において下記の通り誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	誤	正	更新日
121	平 20-37 (No.50) 肢ウおよび肢カ ウ・カ × 誤っている 権利保釈の除外事由たる「被告人が常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき」(§ 89③)にいう「常習として」について、実体法上の常習犯の罪数の認定に関して、判例(最決昭 39.7.9)は、常習窃盗罪(盗犯防止法 § 2)の事案に関して、「数個の窃盗行為が常習としてなされた場合には、その全部は包括して1個の常習犯をなすもの」とされているので、事件単位の原則のもとでも、常習としてある事件を犯したものであるか否かの判断にあたり、他の事件の存在を考慮することは、それらが常習性を考慮しない場合に包括一罪・併合罪の関係にあっても許される。実質的に考えても、「常習として」罪を犯した者は、一般に犯罪に対する規範意識が鈍化しており、保釈した場合に逃亡や再犯等のおそれが高いことから権利保釈の除外事由とされていると解され、このような規範意識の鈍化の判断にあたっては、勾留の効力が及ばない同種犯罪の存在を考慮せざるを得ないと解される。したがって、見解 I・IIのもとでも、c・b 事件を考慮することは許される。	解答解説を以下に差替え	26/04/02
215	平 25-25 (No.92) 肢ウ 2行目 (最決平 11.12.1=百選No.31)	(最決平 11.12.16=百選No.31)	26/04/02
305	平 20-31 (No.131) 肢 3 検察官は、簡易裁判所の管轄に属する事件について、100万円以下の罰金又は科料に処するのが相当と考えたときは、被疑者に異議のないことを確かめた上、公訴提起と同時に略式命令を請求することができる(刑訴法 § 461、§ 461 の 2、§ 462)。そして、略式手続にあつては、被疑者に異議がないことが確かめられ(刑訴法 § 461 の 2-I、§ 462)、略式手続を認めた時点で、被疑者が事実を争う機会を放棄しているから、被告人の防禦の便宜のために、公判審理を担当する裁判官が、裁判が始まる前に事件に関する証拠等に接して予断を抱くのを防止するための起訴状一本主義(刑訴法 § 256-VI)の要請は後退し、また、公判審理でないため、検察官手持ち証拠の採否手続も採用されず、事件の迅速な解決のため、検察官は、略式命令の請求と同時に、略式命令をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に提出しなければならない(刑訴規則 § 289)。	解説を以下に差替え	26/04/02
307	平 24-26 (No.132) 肢エ 1行目 「公訴の取消による控訴棄却の決定」	「公訴の取消による公訴棄却の決定」	26/04/02
379	予令 3-21 (No.162) 解説 7行目 (刑訴法 316 条の 21 第 1 項)	(刑訴法 316 条の 31 第 1 項)	26/04/02

491	平 20-35 (No.209) 肢 1 解説 1 行目 (刑訴規則 § 193 の 13-Ⅱ ③④参照)	(刑訴規則 § 199 の 13-Ⅱ ③④参照)	26/04/02
509	予令 3-24 (No.217) 肢オ <u>解説冒頭に以下を追加</u>		26/04/02
510	本肢では、証拠として採用されていない鑑定書とあり、採用しない決定 (刑訴規則 § 190) があつたわけでないといふ解される。したがつて、本肢の尋問は、伝聞証拠 (刑訴法 § 320-I、§ 321-I 柱書) であり、同意 (刑訴法 § 326-I) がなかつたため証拠として採用されていない鑑定書について、「真正に作成されたものであることを供述」 (刑訴法 § 321-Ⅲ・Ⅳ) させ、証拠として採用するための証人尋問と考えられる。すると、 <u>510 ページの 1 行目「刑事訴訟規則」から 4 行目「について行う」までを以下に差替え</u> 刑事訴訟規則 199 条の 10 第 1 項は、「訴訟関係人は、書面又は物に関しその成立、同一性その他これに準ずる事項について証人を尋問する場合において必要があるときは、その書面又は物を示すことができる」		
617	平 26-33 (No.260) 肢オ <u>解説を以下に差替え</u>		26/04/02
645	予平 27-21 (No.272) 肢ア <u>解説を以下に差替え</u>		26/04/02
	刑事訴訟法 419 条によれば、即時抗告は、「裁判所の決定に対して」する不服申立方法として、明文の規定がある場合 (たとえば移送決定や移送請求を却下する決定に対する 19 条 3 項や、忌避の申立てを却下する決定に対する 25 条など) にでき、それ以外に裁判所の決定に対する異議申立てする場合は通常抗告となる。そして、訴因の設定が検察官の権限である (§ 247、§ 256-Ⅲ) ことから、検察官からの訴因変更の請求があつた場合には、公訴事実の同一性を害しない限りこれを許さなければならない (§ 312)。この点については、刑事訴訟法の当事者主義的構造の表れとして従来裁判所が介入すべきことでないといふとされ、この許否は、裁判所の決定と解されていない (最決平 13.4.11 は、裁判所が択一的認定をする前提として「訴因変更手続を経る」ことが必要か検討しており、「決定」という表現を使用していない。その他の判決文でも調べた限り訴因変更について決定の語は見当たらなかつた)。そして、このような訴因変更により「被告人の防禦に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に十分な防禦の準備をさせるため必要な期間公判手続を停止しなければならない」 (§ 312-VII)。また、実際の刑事訴訟においては、検察官の訴因変更請求に対して被告人側が異議申立てをしたり (浦和地決昭 63.9.28)、意見陳述書を提出したりしている (大阪地判平 10.4.16)。したがつて、裁判所の訴因変更の許可に対する不服申立ての方法は、公判手続停止請求 (§ 312-VII) 等であつて、即時抗告等の抗告ではない。		

以上